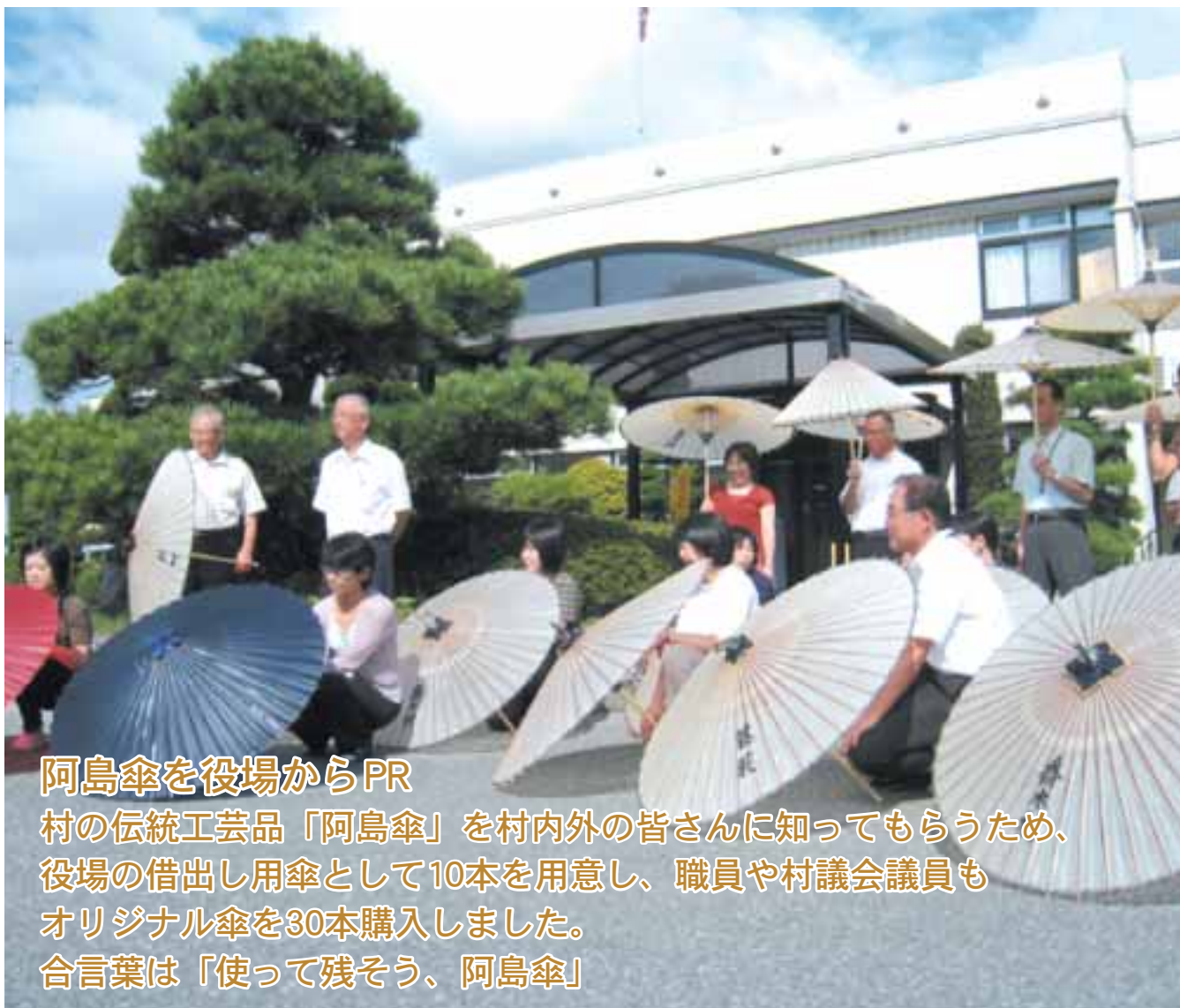


情報誌 たかぎ

ホームページアドレス <http://www.vill.takagi.nagano.jp/> 電子メールアドレス info@vill.takagi.nagano.jp



阿島傘を役場からPR

村の伝統工芸品「阿島傘」を村内外の皆さんに知ってもらうため、役場の借出し用傘として10本を用意し、職員や村議会議員もオリジナル傘を30本購入しました。
合言葉は「使って残そう、阿島傘」

今月号の主な内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| ■ 広報たかぎ | ・ お知らせ版…………… 7面 |
| ・ どぶろく特区…………… 2面 | ■ 健康アップPPK …… 8面 |
| ・ 国民年金収納業務変更…………… 3面 | ■ 学校だより 第1小学校 …… 9面 |
| ・ 長寿お祝い…………… 3面 | ■ 交流センター便り …… 10面 |
| ・ 村職員の給与公表 …… 4、5面 | ■ 社協だより ひなたぼっこ …… 11面 |
| ・ レジ袋削減…………… 6面 | ■ くりんネットたかぎ …… 12面 |

2008
10
October



村の人口 6,685人(+1)
 男 3,246人(+5)
 女 3,439人(-4)
 世帯数 2,048戸(±0)
 (平成20年9月1日現在)

2008 第280号

編集 企画財政室／発行 喬木村役場 TEL 0265-33-2001 FAX 0265-33-3679
 印刷 龍共印刷株式会社 (飯田市上郷黒田121-1)



どぶろく特産で製造された「天領の里 富田」を手にする木下さん

どぶろく特産地認定がめり9ヶ月

「天領の里 富田」

完成披露会



村では、富田地区の地域活性化を考える有志の皆さんから提案いただいた、どぶろくの製造・販売による地域活性化の計画を実現するため、昨年九月に構造改革特別区域の申請を行い、昨年十一月二二日に福田内閣総理大臣より特区の認証を受けました。

今回認められた構造改革特区事業は「特定農業者による濁酒の製造業」で、地域の観光農業の振興を図り、交流人

口の増加、遊休荒廃地拡大の防止、農業特産品の販売拡大などを目標に掲げています。期待される事業効果として、農家レストランや農家民宿による濁酒製造所の増加が上げられており、平成二十年には一件、平成二十三年には五件を目標としています。

今回、濁酒の製造販売を開始したのは富田地区の活性化有志の一人、木下勝義さん(赤石焼肉店)で、喜久水酒造の指導協力を得て手続を進

め、六月に飯田税務署から製造許可がおりました。
 七月二十六日、関係者六十名が集まる中行われた完成披露会で、濁酒の名称が地域の名前にちなんだ「天領の里 富田」と命名されたことが伝えられました。

秋の行政相談週間

10月20日(月)～26日(日)

「行政相談所」を開設します

村では毎月一回、「行政相談所」を開設しています。

行政相談制度は、国、県、村が行っている仕事への要望や苦情、意見などを住民の皆さんからお寄せいただき、その解決や実現を図ることを目的としています。

構造改革特別区域の名称
 ・ 椋文学の里たかぎ
 ・ どぶろく特区
 構造改革特別区域の範囲
 ・ 喬木村の全域
 特別措置の対象者
 ・ 酒類を自己の営業場において飲用に供する業(農家レストラン・飲食店等)を併せて営む農業者で、自ら生産した米を原料とした濁酒を製造しようとする者

行政・心配ごと相談

10月

●日時 10月6日(月) 午前10時～12時

●場所 喬木村役場

●相談員 塩沢行政相談委員 民生児童委員

11月

●日時 11月6日(木) 午前10時～12時

●場所 喬木村役場

●相談員 中村弁護士 塩沢行政相談委員 民生児童委員

村の行政相談委員は、

塩澤 久一さん

(喬木村一五二三九一二)

☎ 33-2417

国民年金保険料

平成20年10月から収納業務が変わります

国民年金保険料の収納業務は、社会保険事務所の職員や国民年金推進員が行っていましたが、今年10月から、長野県内全域において民間事業者（下記参照）が行います。（一部の長期未納者を除く）。

これは、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づき、従来官が行ってきた事業に民間事業者の参入機会を広げ、民間事業者の創意工夫やノウハウの活用により、低コストでより良いサービスの提供を目指す「市場化テスト事業」として導入されたものです。

長野県内の社会保険事務所の管内においては、社会保険庁長官から委託を受けた民間事業者が、電話や文書、戸別訪問等で国民年金保険料の納付のご案内を行います。

「保険料収納を行う民間事業者」が国民年金保険料のご案内をする場合には

- ① 戸別訪問の時には、顔写真入りの「納付督促員証明書」（身分証明書）を提示します。
 - ② 戸別訪問、電話の時には、「社会保険庁から、国民年金保険料の収納業務を委託されている、〇〇社の〇〇です。」と名乗ります。
- ご不審な点があれば、社会保険事務所へお問い合わせください。

注意事項

- 民間事業者の担当者が保険料をお預かりして保険料を収納する場合には、必ずお客様が保険料の納付書をお持ちの場合に限られています。社会保険庁が発行した保険料の納付書をお持ちでない方から、民間事業者の担当者が現金をお預かりして、領収書を発行することはありません。
- 民間事業者に提供する個人情報、納付督促を行ううえで必要となる国民年金保険料の未納者情報に限定し

ご長寿お祝いの申し上げます

9月15日(月)は敬老の日でした。喬木村の最高齢者は、小川の原てふさんで、102歳になりました。今年度、88歳の米寿を迎えられる方は47人（昨年39人）、89歳以上となられる方は200人（昨年188人）いらっしゃいます。村では敬老の日に、88歳（米寿）の方と99歳以上の方に、お祝いをお届けしました。長い間、社会や村のためにご尽力いただいたことに感謝するとともに、これからも健康で末永く暮らしていただきたいと思ひます。

長 寿 者				
	順位	氏 名	年齢	地区名
女 性	1	原 て ふ	102	馬場7
	2	秦 ケサヨ	101	伊久間13
	3	澤 村 千 里	101	喬木荘
	4	有 賀 喜満家	100	喬木荘
	5	木 下 き み	100	富田5-2
男 性	1	原 秋 美	97	両平下1
	2	木 下 清 信	97	富田7-2
	3	松 澤 清	96	田中3
	4	木 下 富 夫	96	富田8-1
	5	丸 山 兵 市	96	喬木荘

保険料収納を行う民間事業者

社会保険事務所	飯田社会保険事務所 電話0265(22)3641
管轄区域	飯田市、下伊那郡
事業者名	エー・シー・エス 債権管理回収株式会社

ており、さらに取り扱ひ事業者に対しては「個人情報保護に関する法律」や「社会保険庁独自の取扱規程、本事業に係る委託契約書等」で、目的の外使用や閲覧、漏洩、複写等を禁じるなど厳格な安全管理措置を講じています。

平成20年度喬木村総合文化祭

展示・出店・芸能披露等を希望される皆様へ

恒例の喬木村総合文化祭が開催されます。

作品展示、物品の販売、飲食物等の提供等の出店、芸能大会を開催します。

参加は、団体・個人を問いません。村内在住の方ならどなたでも参加できますので、盛大な文化祭になりますよう多くの皆様のご参加をお願いします。お申し込みは、十月十日までにお願ひします。

総合文化祭は 11月7日(金)～9日(日)

参加のお申し込み

申込期限 平成20年10月10日(金)

申 込 先 作品展示: 喬木村教育委員会 ☎33-2002

物 産 店: ふるさと振興室 ☎33-3999

(交流センター内)

芸能大会: 喬木村教育委員会 ☎33-2002

村職員の給与などを公表します

村では、村職員の給与等について、村民の皆さんによりいっそう理解していただくため状況を公表します。

●職員給与費の状況（一般会計予算）

区分	職員数 (A)	給与費			1人当たり給与費 (B/A)
		給与	職員手当	計 (B)	
20年度	52	204,403千円	94,109千円	298,512千円	5,740千円

(注) 1. 職員手当は扶養手当、通勤手当、時間外手当等。退職手当は含まれていません。

(注) 2. 給与費は当初予算に計上された額です。

●職員の経験年数別、学歴別平均給与月額状況（H20.4.1現在）

(百円)

区分	学歴	経験年数			
		7年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	2,415	2,786	3,248	3,522
	高校卒	-	2,201	2,649	-

(注) 経験年数とは、卒業直ちに採用され引き続き勤務している場合、採用後の年数をいうものです。

●職員の初任給与状況（※H19.4.1現在）

(円)

区分	学歴	種別	喬木村	長野県	国
一般行政職	大学卒	試験	172,200	172,200	172,200
	高校卒	試験	140,100	140,100	140,100

●一般行政職の級別職員数の状況（H20.4.1現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
標準的な職務内容	主事 技師	主任	係長 企画員 主査	課長 課長補佐 主幹	村長が 定める課長	村長が定める 複雑且つ困難な課長	
職員数	4	1	18	10	1	6	40
構成比	10.0%	2.5%	45.0%	25.0%	2.5%	15.0%	

(注) 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

●職員手当の状況

区分	喬木村			長野県			国		
	6月期	12月期	計	6月期	12月期	計	6月期	12月期	計
期末手当 (H18年度 支給割合)	1.40	1.60	3.00	1.40	1.60	3.00	1.40	1.60	3.00
勤労手当 (H18年度 支給割合)	0.725	0.725	1.45	0.725	0.725	1.45	0.725	0.725	1.45
	有り			有り			有り		
退職手当 (H19.4.1現在)	支給率 勤続20年 勤続25年 勤続35年			自己都合 23.50月分 33.50月分 47.50月分			勸奨・定年 30.55月分 41.34月分 59.28月分		
	その他の措置 定年前早期退職特例措置 (2~20%)			その他の措置 定年前早期退職特例措置 (2~50%)			その他の措置 定年前早期退職特例措置 (2~20%)		

●特別職の報酬等の状況

区分	給与、報酬月額	期末手当
特別職	(19.4.1~) (円)	(H19年度支給割合)
	村長 544,700	6月期 1.60
	副村長 484,200	12月期 1.70
		3月期 -
		計 3.30
議員	(19.4.1~) (円)	(H19年度支給割合)
	議長 234,600	6月期 1.60
	副議長 168,100	12月期 1.70
	委員長 144,400	3月期 -
	議員 135,800	計 3.30

●職員の平均給料月額及び平均年齢の状況（H19.4.1現在）

区分	一般行政職	
	平均給料月額	平均年齢
喬木村	328,000	43.0
長野県	366,648	45.1
国	325,724	40.7

(注) 国の平均給料月額は事務職、現業職の平均値のため県村の値とは算定基礎が異なります。

●職員給与のモデル（常勤の一般職 高等学校卒） 20.4.1

単位：円

年齢	職名	扶養親族等	給料 (基本給)	管理職 手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	給与月額	期末勤勉手当	年 収
30	主任	なし	212,700	0	0	0	2,000	214,700	957,150	3,533,550
40	主査	妻・子2	309,800	0	26,000	0	4,100	339,900	1,541,805	5,620,605
50	課長 補佐	妻・子1 教育加算有り 自宅新築2年目	374,100	0	24,500	2,500	2,000	403,100	1,925,295	6,762,495
55	課長	妻 通勤2km未滿	399,200	17,000	13,000	0	0	429,200	2,009,840	7,160,240

注 年収は、各種控除前の額であり、実際にはこの額から所得税や共済掛金(公務員の健康保険や年金にかかわる自己負担)を控除した額(手取り)が支給されます。

注 このモデルは設定年齢における標準的な勤続年数の職員モデルであり、すべての職員が設定年齢においてこのモデルの年収となっているわけではありません。

●部門別職員数の推移

喬木村定員適正化計画に基づく村の部門別職員の状況について公表します。尚、職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する派遣職員、臨時職員等非常勤職員を除いています。(教育長は含む)

各年度4月1日現在

区 分	職 員 数			対前年比			
	平18	平19	平20	平18	平19	平20	
一般行政部門	議 会	2	2	1		△1	
	総 務	10	10	13		3	
	税 務	4	4	4			
	農 水	6	6	5		△1	
	土 木	3	3	3			
	小 計	25	25	26		1	
	民 生	18	17	14	△2	△1	△3
	衛 生	4	5	5	△2	1	
小 計	22	22	19	△4		△3	
特別行政部門	教 育	6	6	6			
小 計	6	6	6				
公営企業等	水 道	2	1	1		△1	
	下水道	1	1	1			
	その他	4	4	3	△20		△1
小 計	7	6	5	△20	△1	△1	
合 計	60	59	56	△24	△1	△3	

●職員の研修

平成19年度

研修名	内容及び回数
時間外職員研修	庁内及び庁外講師による定期研修 全職員対象 13回
県市町村職員研修センター研修受講	一般、中堅、部課長、部門別 5回 7名
市町村アカデミー(千葉県)研修受講	専門実務・自治政策課題研修 3~4日間コース 5名参加

●職員の福利厚生

区 分	団 体 等
加入保険制度	長野県市町村職員共済組合
福 利 厚 生	長野県市町村職員互助会 喬木村職員互助会

●職員の利益の保護

・公平委員会は、職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査し、並びにこれについて必要な措置を講ずる。
勤務条件に関する措置要求 平成19年度 なし 不利益処分に関する不服の申立ての状況 平成19年度 なし

給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができる	懲戒その他その意に反すると不利益な処分を受けた場合に公平委員会に対して不服申立て(審査請求又は異議申立て)をすることができる。
--	---

●職員の勤務時間その他勤務条件

職員の勤務時間と休日

1週間の 勤務時間	勤務時間の割り振り			
	始業	終業	休憩時間	週休日
40時間	8:30	17:30	12:00~13:00	土・日曜日

年次有給休暇の状況

19年1月1日~12月31日

総付与日数	総使用日数	全期間 在職職員数	1人当たり 平均使用日数
2,040	257.0	51	5.0

休暇など

休暇の種別	説 明
年次有給休暇 (有給)	年20日間、繰り越しは最大で20日間
特別休暇 (有給)	選挙権の行使、結婚、出産、子の看護など特別な理由で勤務しないことが相当と認められる期間
療養休暇 (有給)	負傷または病気で、勤務しないことが認められる期間
介護休暇 (無給)	父母、子、配偶者の父母などが負傷、病気のときや高齢で日常生活に支障がある人を介護するとき、連続する6月の期間内において必要と認められる期間
組合休暇 (無給)	職員団体の業務に従事するため、勤務しないことが相当であると認められる期間

●職員の分限及び懲戒処分の状況

分限処分とは、公務効率の維持を目的に職員を処分するもので、制裁的意味合いはありません。懲戒処分とは、職員の義務違反に対する道義的責任を問い、秩序を維持する制裁的処分です。

区 分	種 類	内 容	該当者
分限処分	降任 免職	・勤務成績がよくないとき ・心身の故障のため、職務の遂行に支障があったり、これに耐えられないとき ・その他、その職に必要な適格性を欠くとき ・廃業または過員を生じたとき	なし
	休職	・心身の故障のため、長期の入院が必要なとき ・刑事事件で起訴されたとき	なし
懲戒処分	戒告 減給 停職 免職	・地方公務員法のほか、これに基づく条例、規則、規程に違反したとき ・職務上の義務に違反したり、職務を怠ったとき ・全体の奉仕者としてふさわしくない非行があったとき	なし

循環型社会の形成と地球温暖化防止に向け レジ袋削減 平成20年10月1日スタート 南信州で一斉にレジ袋削減の取組が始まります。

当地域では、事業者・消費者団体などの関係団体・行政で構成する「南信州レジ袋削減推進協議会」が7月17日に設立され、10月1日から「レジ袋辞退率を平成23年9月までに80%以上」とすることを目標に、事業者・消費者（関係団体）・行政が一体となって、レジ袋削減に取り組めます。

(※これは、長野県全体の取組を上回る南信州地域独自の取組です。)

平成21年2月1日からは、当地域15市町村の64店舗が足並みを揃えて、レジ袋の有料化に踏み切ります。

ノーレジ袋で「環境にやさしい生活様式」に目覚めましょう。

地球温暖化を防ぐために今すぐ出来ること、それは、一人ひとりが生活の中の無駄をなくして、「環境にやさしい生活様式」に変えることです。

その第一歩として、何気なくもらっているレジ袋を辞退しましょう。買い物には、マイバッグ・マイバスケットを持参しましょう。

そして、「環境にやさしい生活様式」を意識し行動しましょう。



レジ袋削減取組の店ステッカー

数字で見るレジ袋削減の効果

◇日本全体で年間305億枚（一人当たり260枚） 原油（原料+エネルギー）55.8万KL

日本の年間原油輸入量である約2億4千万KL（02年）で比較すると、輸入量の1日分弱の原油がレジ袋に使用されていることとなります。

◇南信州では

①年間約4千5百万枚（一人当たり260枚） ⇒原油（原料+エネルギー）820KL

- ・ドラム缶 約4,100本分
- ・積上げると 3,698m
(富士山：3,776m)
- ・CO²排出量 275万kg
(1枚61g換算)



②南信州の市町村は、約4千5百万枚（一人当たり260枚）のレジ袋を分別収集し、容器包装リサイクル法のルートで再商品化しています。（処理費用の4%を市町村が負担）

南信州からレジ袋をなくすことで、①、②を削減できます。（石油資源、市町村のごみ処理費）
原油輸送、レジ袋の製造・輸送・リサイクルの過程で発生するCO²を抑制することができます。

誰でも今すぐ出来るいいことづくめの「レジ袋削減」 小さく生んで大きく育てよう。

南信州レジ袋削減推進協議会

事務局 豊かな環境づくり飯伊地域会議（長野県下伊那地方事務所環境課内）

TEL 0265-53-0434 / FAX 0265-23-3393 E-mail shimochi-kankyo@pref.nagano.jp

喬木村環境担当：建設課 住宅林務環境担当 TEL33-5126 / FAX33-4511



10月の結婚相談日

○日時
十月十一日 土曜日

○時間
午後七時三〇分〜午後九時

○場所

喬木村役場二階会議室

※相談日に関わらず、随時左記にて結婚についてのご相談を受け付けております。

○お問い合わせ

喬木村役場 住民課福祉係

担当…小原

電話…3315123

9月の村税等

納期限	口座振替日	
国保税 (第6期)	9月25日 ◎口座振替の方 は預金をお願い します。	
介護保険料		
保育料		
上下水道料		
	9月30日	

9・10月は「自動車点検整備推進運動」の強化月間

自動車は、国民の生活や経済の発展に必要不可欠なものとなつていますが、一方で交通事故発生件数は八十万件を超えるなど、依然として厳しい状況にあります。

自動車ユーザーには、自動車の不具合による交通事故や公害の防止を図ることを目的として、自動車の適切な保守管理の責任と、日常点検整備、定期点検整備等の点検整備の実施が義務付けられています。自動車ユーザーのみならず、適切な点検・整備を実施しましょう。

○お問い合わせ

国土交通省北陸信越運輸局

長野運輸支局

検査・整備・保安部門

☎026-2431525

無料法律相談所開設

十月一日から七日までの「法の日」週間において、「法律・人権・調停・公証」に関する無料相談所が開設されます。金銭・土地・交通事故等の問題、離婚・扶養・相続等の家庭内のもめ事、差別、いじめ等の人権問題でお困りの方は、お気軽に御用ください(秘密厳守)。

○主催

裁判所、検察庁、弁護士会

法務局、調停委員協会
公証役場

○日時

十月一日(水)

午前10時〜午後3時

(受付は午後二時三十分まで)

○場所

飯田市吾妻町

飯田市公民館 二階

○お問い合わせ

長野県地方裁判所飯田支部

☎0265-2210003

おいでなんしょ!

南信農試へ

県南信農業試験場では一般公開を行います。皆さん、どうぞし、お越し下さい。

○日時

十月十一日(土)

午前10時〜午後3時

○場所

高森町下市田二四七六

○内容

☆当日、受付にて抽選で南水

など農産物をプレゼント

☆研究紹介・研究内容展示

☆農産物販売

(十時〜売り切れ終了)

☆試食

(十一時十五分〜なくなり次第終了)

☆コンニャク加工体験

(二回百円、百個限定)

☆小学生以下対象の芋掘り体験

(二回百円、数量限定)

☆試験ほ場案内 他

○お問い合わせ

☎3512240

(担当…大沢・今川)

恩給欠格者、戦後強制抑留者、引揚者の皆様へ

平和祈念事業特別基金では、いまだ請求されていない恩給欠格者、戦後強制抑留者、引揚者の「ご本人」に、『特別慰労品』を贈呈しています(ご遺族の方は対象となりません)。「引揚者」は、終戦の日まで引き続き1年以上外地で生活して戦後引き揚げてきた家族全員が対象です。

請求書等は住民課の窓口にあります。請求期限は平成21年3月31日までです。未請求の方は、早急に申請してください。

資格要件等の質問は、次の独立行政法人平和祈念事業特別基金まで。(請求に関する「お問い合わせ」や「ご相談」は無料です。)

無料電話：0120-234-933

(月〜金、9:15〜17:15、土日祝日休)

つけましたか? 住宅用火災警報器

すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務化されます!

いつから義務になるの?

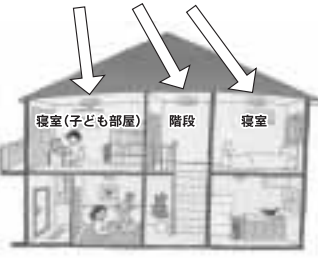
- 今お住まいの住宅
平成21年6月1日から住宅用火災警報器の設置が義務となります。
- 新築・改築する住宅
平成18年6月1日から義務化となっています。

どこに設置するの?

- 設置が義務づけられている所
 - 寝室
 - 階段
- 設置をおすすめする所
 - 台所
 - 居室



設置する場所



購入するには?

- 防災設備取扱店やホームセンターなどで購入できます。購入の目安として以下のマークがついているものを選びましょう。



悪質な訪問販売にご注意!

住宅用火災警報器等の設置義務化を契機として不適正な価格・無理強い販売などを行う業者にはご注意ください。消防職員や消防団員が販売することはありません。万が一悪質販売の被害にあってしまったら、クーリング・オフ制度を活用して解約することができます。お近くの消防署または消費生活センターへご連絡ください。